

平成28年度第9回
「東京2020オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成28年9月30日（金）

都庁第二本庁舎31階特別会議室27

(午後1時59分開会)

○川道オリパラアセスメント担当課長 皆様、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、委員の皆様には御出席いただき、ありがとうございます。

ただいまから「平成28年度第9回東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことにつきまして、平成25年12月の委員会で既に御了承いただいておりますので、本委員会は公開とさせていただきます。

傍聴の方は、途中退席されても結構です。なお、御発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

お手元にマイクがございますけれども、御発言の際には従来どおり挙手をいただきまして、我々からハンドマイクをお渡しして御質疑を受けるという形にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日、議事の次第にございますとおり、議事の1といたしまして「馬事公苑について」、9月9日に評価書案を公表いたしております。意見募集が始まっておりますので、評価書案の意見聴取をさせていただきます。

なお、委員の皆様を開催案内で御案内しまして、報告を予定しておりましたオリンピックアクアティクスセンターの評価書及びフォローアップ計画書の報告につきましては、事務手続の都合上、今回は見送らせていただくということでございますので、御了承ください。

それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと存じます。

○柳会長 分かりました。

それでは、次第に従って進めてまいります。

議事1は「馬事公苑について」、まず「評価項目の追加（土壌）」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 馬事公苑につきましては、7月8日の評価委員会で調査計画書を御審議いただきました。それで、評価書案の評価項目として「土壌」の項目を追加することになりました。この「土壌」の項目を追加するに当たりましては、評価項目として選定する場合には、本来であれば調査計画書で確認しておくべき調査地点あるいは調査方法などにつきまして、担当の委員と会長に個別に確認をすることでよしとしましょうということで、承認をいただいております。

そこで、土壤に関する調査計画書の「地域の概況及び社会経済情勢」「環境影響評価の項目」「調査等の手法」について、担当委員と協議を行いまして、審議資料2のとおり整理をいたしましたので、オリンピック・パラリンピック準備局から詳細について御説明させていただきます。

○臼井施設調整担当課長 それでは、本件について御説明させていただきます。

今も御説明がありましたけれども、7月8日に調査計画書を御審議いただいたところですが、「土壤」の項目については、選定しない項目として整理しておりましたけれども、馬事公苑の敷地における土地利用の履歴等調査届出書を確認した結果、土壤汚染の可能性は否定できないとの情報がありましたので、評価書案から項目に追加いたしました。

このことにつきまして資料にまとめてございますので、資料2をご覧ください。

お手元のA4の資料2でございますけれども、まず、概況としまして、「1.1土壤汚染」の項目の3行目でございますように、「土地利用履歴等調査の結果、計画地内には診療所や装蹄所があり、有害物質を取り扱った可能性が確認された」ということと、下から2行目の「また、『平成27年度地下水概況調査』（平成28年4月 東京都）によると、計画地周辺（世田谷区経堂四丁目、新町三丁目）においては、環境基準を超過する地下水は確認されていない」ということを明確にさせていただきました。

続いて、「2.環境影響評価の項目」においてですが、項目「土壤」を選定した理由を記載させていただいております。

最後に、裏面の「3.調査等の手法」において、調査事項と調査方法をお示しいたしました。これに基づきまして、評価書案以降は「土壤」の項目の予測評価を進めてまいります。

馬事公苑について、評価書案から「土壤」の項目を追加することに関する説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御意見はございますか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 一応私も相談をして決めていただいたのですが、気になっているところがありまして、「2.環境影響評価の項目」ですけれども、ここについて、「土壤に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における施設の建設が考えられる」とありますが、確かに開催前の施設の建設はあるのですが、これは既にある汚染の状態を、汚染があるというのでどうしようかという話で、これは関連があるというのも当然なのですが、そのほかに、この

施設の前に土地利用履歴等調査で汚染のおそれがあると考えられた診療所とか装蹄所に該当するものが新たに分かるのだらうと想定をされるのですが、それに対して、汚染のおそれをなくすということを評価しておかなければいけないのだらうと思うのです。この辺のところはどうなっているのかということを考えていくと、そこら辺は少し問題があるのかなと思います。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 「2. 環境影響評価の項目」として、今、理由としてそういう意味では不足があるのではないかということかと思しますので、具体的な記載方法については再度検討させていただきまして、具体的に記載させていただいて、さらにこれを評価書案から「土壌」の項目を追加する資料としてつくっていきたいと思います。また再度少し書き方を検討させていただければと思っております。

○オリパラ準備局 今、御指摘いただいた点につきまして、後ほど評価書案の御説明の際に少しまた補足で御回答させていただければと思っております。

以上でございます。

○中杉委員 それはなぜここに入っていないのですか。そういう施設はないということですか。

○オリパラ準備局 診療所につきましては、今後整備する設備の中にも入ってきますので、そこら辺も含めて御説明を。

○中杉委員 それは評価項目として入れておかななくてはいけないのだらうと思うのです。実際に例えばそれに該当するのかどうか分かりませんが、土壌汚染に関する法令等の基準の中に、水質汚濁防止法の地下浸透を防止するための構造基準というものがあります。そういう施設にこれが該当するのかどうかというのは非常に微妙なところがありますけれども、従来のアセスでも、工場等があつてそれがビルの中に建っていると。ビルの中に建っているときに、その工場が地下水汚染とか土壌汚染を起こさないかどうかということに関しては、評価書案の中でちゃんと評価をして記載をしてもらっているのです。これはちゃんとそういうものを守ってやりますからというぐらゐの記載にとどまるのですけれども、評価項目としては入れておいていただいたほうがよろしいのだらうと思います。

○臼井施設調整担当課長 これまでの例等も参考にさせていただきながら、少しまたこの文章について検討させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○柳会長 中杉委員、よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、ないようですので、次に「評価書案に係る意見聴取」です。

事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 9月9日に、アセス実施者であります、オリンピック・パラリンピック準備局長より環境局長宛てに馬事公苑の評価書案の送付を受けましたので、本日意見聴取の手続に入るものでございます。

お手元の資料3をご覧ください。

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案(馬事公苑)」に係る審議をお願いするものでございます。

通常の見聞会ですと、いわゆる「諮問」に該当するものでございます。

資料の3を読み上げさせていただきます。

28環総政第605号

平成28年9月30日

東京2020オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境局長

遠藤 雅彦

「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針(実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編)」(25環都環第505号 環境局長決定)の規定に基づき、東京都2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会に下記事項について意見聴取する。

記

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書案(馬事公苑)

以上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、馬事公苑の評価書案につきまして、今、お手元にピンク色の冊子があると思うのですけれども、こちらの評価書案につきまして、オリンピック・パラリンピック準備局から説明させていただきます。

なお、本日は評価書案の諮問でございますので、御説明までとさせていただきます、審議につきましては次回以降ということにさせていただければと考えております。よろしくお願いたします。

○臼井施設調整担当課長 それでは、馬事公苑の評価書案につきまして、説明させていただきます。

馬事公苑については、7月15日に受領いたしました調査計画書に対する環境局長意見を踏まえまして、9月9日に評価書案を作成し、ホームページで公表いたしました。

計画内容は、調査計画書時点から大きく変わってはございませんが、新しく御就任された委員の方々もいらっしゃいますので、改めて御説明させていただきます。

まず、評価書案の4ページをご覧ください。

表に概要をお示ししております、最高高さ約20mのメインオフィスを含む複数の建築物が予定されております、延床面積4万8,700㎡となっております。

工事予定期間でございますが、こちらは大会後の再整備も含めまして、平成28年度から平成34年度の予定でございます。

大会終了後は、人馬の馬術訓練、馬術競技会の開催、馬事に関する知識の向上など国内有数の馬事普及の拠点として活用するとともに、都民の憩いの場となる馬と触れ合える施設として運営していくことが想定されています。

次に、13ページをご覧ください。

計画地周辺の航空写真をお示ししてございますが、計画地は赤い点線で囲んだ部分となっております。

続いて、18ページをご覧ください。

こちらは馬事公苑のイメージ図になりまして、上の図は南西側から見た計画地全体の外観となっております。下側の図につきましては、北側、正門の付近から苑内を見たイメージ図となっております。

なお、本評価書案につきましては、9月9日から10月23日までの期間で都民の方々の御意見の募集を行っております。

それでは、詳細について引き続き担当から御説明いたします。

○オリパラ準備局 それでは、評価書案の内容につきまして、御説明させていただきます。

まず、評価書案の15ページに「事業の基本計画」を記載してございます。

表の中に施設の所見等々が記載されてございますが、最高高さとしては約20m、階数としては3階建てぐらいの、建築物としては余り大きくないようなものになります。

その配置なのですが、17ページをご覧くださいませでしょうか。

17ページが将来の計画の配置図になりまして、その前のページの16ページが現況の配置図になりますので、見比べながらご覧いただければと思います。

まず、現況の配置図のほうで、いろいろと厩舎ですとか事務所などの建築物がございまして、これらにつきましては、一旦全て解体を行う計画になってございます。

その上で、17ページの配置図で、青いところと赤いところがあるかと思えます。青いところについては、第1期工事というところで、2020年の大会前までに一旦工事を行う施設になります。赤い施設につきましては、大会が終わった後、第2期工事として整備をする施設になります。

このような形で、メインオフィスですとか、インドアアリーナですとか、そういったものを先行して工事を行いまして、大会後にまた少し工事を行うということになってございます。

それら以外のところで、まず、計画地の全体のレイアウトなのですが、一番大きな敷地になっているのが北エリアという敷地、それから、北エリアの右側にありますけれども、南エリアと言われているところ、それから、現在公和寮という施設があるところが公和寮エリアとなってございますが、このうち、一番大きな北エリアのところについては、現況では武蔵野の自然林というようなまとまった緑などがあるのですが、そういったものは今後も残しておくという計画になってございます。

先ほど少し御指摘がございました、現況の診療所につきましては、現況の北エリアの中の一番上のほうに診療所と装蹄所がございまして、これらの施設につきましては、今後の計画の中では、「管理センター」と書かれているものが北エリアの上のほうにあるかと思えますけれども、こちらの管理センターの中におさまる計画となっております。

続きまして、施設の計画の続きですけれども、19ページに施設の発生集中交通量ですとか、駐車場計画、設備関係などについて記載をしてございますが、実は、まだこの辺の計画の諸元につきましては、現在検討中というところが多々ございまして、まだ明確化できていないといったところがございます。

歩行者の動線につきましては、20ページに図面が書いてございまして、周辺の駅としては、

南側に田園都市線、北のほうに小田急線等々がございますので、これらの駅からアクセスする方法。それから、周辺にバス路線がございますので、こちらの地図で言うと、丸印で囲ったものがバス停になるのですけれども、そういったバス停からアクセスしていただくということになるかと思えます。

続きまして、21ページ、「緑化計画」でございます。

緑化計画につきましては、本事業の場合ですと、世田谷区のみどりの基本条例というものが適用されますので、そちらの基準緑化を北エリア、南エリア、公和寮エリアそれぞれの敷地で満たす計画となっております。

緑化計画につきましては、22ページに緑化計画図、将来的な計画の絵を入れてございます。先ほどの16ページのところに現況の配置図がございますので、こちらの16ページの現況と将来を少し見比べながらご覧いただければと思えます。

まず、現況の緑の状況でございますけれども、計画地の中には、先ほど申し上げた武蔵野自然林ですとか、計画地の北エリアの外周部のところについては、外周部の樹林帯を初めとした、比較的規模の大きな樹林帯が整備されている状況でございます。

それから、「放牧場」「ドレッサージュアリーナ」「日本庭園等」と書かれているようなところには結構大径木が植栽されている状況でございます。

それから、「お花畑」「ウメ広場」「サクラ広場」こういった名称があるとおり、花が植えられているエリアがあります。

メインアリーナやガラスアリーナ周辺にもフジが植栽されているところもありまして、四季を楽しめる広場などが苑内に点在しているようなものが現況でございます。

それに対して、将来の緑化計画のほう、22ページになりますけれども、こちらにつきましては、まず基本的には、これまでと同様に緑に親しめる公苑整備計画としてございます。特に大規模な緑地でございます武蔵野自然林や外周部の樹林帯につきましては、保全エリアとして樹木保全を基本といたしてございます。

苑内につきましては、可能な限り既存の樹木を残す計画としていたるとともに、一部の樹木は移植を行ったり、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としてございます。

正門付近では、馬事公苑の歴史と風格を感じられるような既存の大径木をできるだけ保存して、メインプロムナードではサクラ並木のプロムナードを整備するほか、放牧場の大径木を保存する計画としてございます。

また、サクラドレッサージュというところにつきましては、木陰をつくるケヤキの保全、

それから、苑内のサクラ、サクラが現状ございますので、そういったものを移植して、馬とサクラによる風景を形成するような計画にしております。

「ナチュラルアリーナ」と書かれているところにつきましても、現在、特徴的なヒマラヤスギがございますが、そちらも保全する計画としてございます。

それから、先ほどお花畑ですとか、ウメですとか、サクラですとか、そういった植物がございまして、そういったものについては、現在は苑内で分散されているようなレイアウトになってございますが、それを北エリアの一番上側のほうに四季の広場というものがございましてけれども、そういったところに集約して、一年を通じて見どころのある広場とする計画としてございます。

それから、正門近くに利便性の高い位置に原っぱ広場、子ども広場という広がりのある大きな草地の広場を設けるような計画としてございます。

続きまして、23ページ、「施工計画」でございます。

先ほど申し上げたとおり、大会の開催前に準備工事、現況の施設の解体工事、それから、第1期の工事を行います。こちらが平成29年の1月から平成31年の秋までの34カ月を見込む計画としてございます。そちらの工程が、その下の工事工程の表になってございます。

大会後に実施する第2期工事の実施時期については、現時点では未定となっております。

続きまして、24ページで、工事用車両に関する内容でございますが、26ページに工事用車両の走行ルートを記載してございます。計画地周辺の主な幹線道路といたしましては、計画地の北側に世田谷通り、計画地の南側には都道427号という道路がございまして。

それから、こちらの図面には入っていないのですが、西側、左側に行くと環八通りに接続するような道路がございまして、そういった道路を使ってアクセスしていくことになろうかと思っております。主な走行ルートについては、図に示すとおりになってございます。

台数といたしましては、ピーク日において大型車340台、小型車70台の合計410台程度の車両が走行する予定でございます。

以上のような計画を踏まえまして、「環境影響評価の項目」につきまして、35ページから整理してございます。

選定した項目としなかった項目のマトリックスが36ページ、37ページにございます。

こちらは、冒頭御説明したとおり、「土壌」につきましては、調査計画書から修正を行って、新たに「土壌」については選定をするということで記載をさせていただいております。それ以外の項目につきましては、調査計画書と同様の結果となっております。丸がつ

いているものにつきましては選定するというものでございますので、ご覧いただければと思っております。

その中で少し御説明させていただきますと、今回、「開催前」のところの「施設の建設（仮設除く）」と「工事用車両の走行（仮設除く）」と「建設機械の稼働（仮設除く）」のところは、グレーの網かけではなくて、白いままになっているのに対して、「開催前」の「建築物の出現（仮設除く）」よりも以降、「開催中」それから「開催後」の一部につきましては、薄いグレーの網かけが入っているかと思えます。こちらについて御説明させていただきます。

今回、第1期工事、第2期工事で建設される建築物の諸元につきましては、第1期工事も含めまして、高さですとか、あるいは形状ですとか、そういったものがまだ最終確定していない状況でございまして、若干まだ検討している状況でございます。そのため、例えば日影ですとか、景観ですとか、そういった建築物のフォトモンタージュをつくるようなものだったり、日影図をつくるようなものについては、現状予測評価がまだできないということがございますので、「開催前」の「建築物の出現（仮設除く）」のところについては、今、一旦グレーの網かけにさせていただいております。それらの諸元がある程度固まっている段階で、再度環境影響評価を実施してまいりたいと考えております。

例えば、37ページの「水利用」ですとか「廃棄物」あるいは「温室効果ガス」ですとか「エネルギー」ですとか、「設備の持続的稼働」に伴うようなものにつきましても、まだ設備関係などの諸元が現段階では確定できていなくて、実際の設備の持続的稼働に伴って、水はどれぐらい利用されるのか、あるいはエネルギーをどれぐらい消費するのかといったところにつきましても、現状、未定のところがございますので、こちらにつきましても、今後ある程度諸元が固まった段階で、予測評価をさせていただきたいと考えてございます。

一方で「設備の持続的稼働」のところ、「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」「自然との触れ合い活動の場」については、グレーの網かけではなくて、今回白抜きになってございます。こちらについては、先ほど「緑化計画」のほうで御説明したとおり、第2期工事後も含めた緑化計画につきましては、ある程度現状でプランがまとまってきている段階でございまして、こちらにつきましては、本評価書案の中でも、予測評価の対象といたしまして、予測をしているといったところでございます。

続きまして、それぞれの項目の予測評価の結果について御説明させていただきます。

まず、41ページからが「大気等」になります。

まず、82ページをご覧くださいませでしょうか。

82ページの図面が、工事用車両の走行に伴う影響の予測地点になってございます。先ほど御説明いたしました、工事用車両が走行するであろうルート上に、No. 1からNo. 5まで予測の地点を設けて予測をしております。

そちらの結果が「評価の結果」にあります。102ページになります。

工事用車両の走行に伴い発生します、二酸化窒素につきましては、日平均値(年間98%値)に変換した値で0.036ppmから0.041ppmというところで、評価の指標を満足する結果でございます。

浮遊粒子状物質につきましても、2%除外値に変換した値で0.049mg/m³というところで、評価の指標を満足するという結果になってございます。

104ページが、建設機械の稼働に伴う評価の結果になります。

まず、二酸化窒素につきましては、年間98%値に変換した値で0.046ppmというところで、評価の指標を満足する結果でございます。

浮遊粒子状物質につきましても、2%除外値に変換した値で、0.052mg/m³というところで、評価の指標を満足するという結果になってございます。

続きまして、「土壌」でございます。

現況の土地利用の状況につきまして、106ページに記載をさせていただいております。

詳細の内容が、資料編の47ページ以降にございますので、かなり後ろのほうになるのですが、資料編の47ページというところをご覧くださいませでしょうか。

資料編の47ページからが、土地履歴の調査結果を記載したものになります。

御説明するに当たりまして、参照ページとして、また戻っていただいて恐縮なのですが、16ページに現況の配置図がございますので、そちらと見比べながらご覧いただければと思います。

まず、47ページのところが、現況の敷地で言うと、北エリアと呼んでいるところの土地履歴の調査の結果を示したものになります。

こちらは、北エリアの一番右上のほうに診療所と装蹄所というところがあるかと思いますが、そちらの診療所の中には、一部セレンを含むような薬品が使用されていたと。それから、装蹄所のほうは、蹄鉄の溶接作業で鉛を使っていたことが確認されたということでございます。

それから、資料編の48ページのほうは、現況のレイアウトで言うと南エリアというところでの土地の履歴調査結果になります。

こちらの南エリアのほうなのですけれども、まず、旧陸軍、それから、その後の駐留軍の施設があったことが確認されておりまして、陸軍のほうでは、医薬品等の貯蔵等が行われていた可能性が考えられるということでございます。

それから、インドアアリーナの中に、現況でPCBを含むトランスが保管されてございます。こちらについては、保管状況は良好であり、絶縁油の漏えい等の事故などの履歴については、確認されてございません。

それから、資料編の49ページ、こちらが現況の公和寮エリアというところの土地履歴調査結果になりまして、こちらは、ガソリン、それから軽油の給油所が設置されていたことが確認されておりまして、当時のガソリンにはベンゼンや鉛が含まれているといったところがございます。

土壌の土地利用の現況につきましては以上になりまして、それらを踏まえまして、今後の予測評価でございますが、123ページでございます。

まずは「ミティゲーション」でございますけれども、そういった土地履歴の状況が確認されましたので、今後は土壌汚染対策法、それから、環境確保条例に基づく手続として、まずは汚染土壌の有無について確認するための調査を実施してまいります。その結果、汚染土壌の存在が確認された場合には、それぞれ土壌汚染対策法、環境確保条例に基づきまして、適切な土壌汚染対策を実施する計画としてございます。

当然ながら、工事中に新たに見つかった場合でも対策については実施をしております。

「評価」のところにつきましても、そのような法令等にのっとり、適切に対応するというところで記載をさせていただいてございます。

先ほど御指摘のございました診療所につきましては、今の評価書案の中では、「設備の持続的稼働」というところで扱うことを想定しておりましたので、特段記載をしていなかったといったことがございます。恐らくそういった設備の持続的稼働に伴うような影響につきましても、その対策としては、建設工事中に何らかのそういった浸透対策等々の工事を行うことになりかと思っておりますので、そういったところは工事中の影響として捉まえていったほうがよろしいのではないかというような御指摘かと思っておりますので、記載内容につきましては御相談させていただければと考えております。

続きまして、125ページからが「生物の生育・生息基盤」でございます。

まず、現況の植生の状況でございますが、129ページに現地調査で確認した現存植生図を記載してございます。黄緑色が落葉広葉樹、茶色のところが常緑針葉樹、濃い緑が常緑の広葉

樹、こういったような植栽がされた植生を持っているような環境でございます。

これを踏まえまして、「評価」が132ページでございます。

まず「ミティゲーション」でございますけれども、先ほど「緑化計画」のところでも御説明をいたしました。武蔵野自然林、それから、外周部の樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本として、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画となっております。

苑内の一部の樹木につきましては、移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としてございます。

それらを踏まえまして、世田谷区みどりの基本条例の緑化基準については、満足する計画となっております。

それから、お花畑ですとか、ウメ、サクラ、フジなどにつきましては、四季の広場というところで集約して、1年を通じて見どころのある広場を整備する計画としております。

それから、原っぱ広場ですとか、子ども広場として広がりのある大きな草地の広場を設ける計画となっております。

そういったミティゲーションを行うことによりまして、「評価」のところでございますけれども、計画地内の植栽樹群の一部については改変がなされてしまいますけれども、ミティゲーションを実施することによって、生物・生態系の賦存地としては維持できるのかなと考えてございます。

続きまして、133ページからが「生物・生態系」でございます。

先ほど申し上げたとおり、武蔵野自然林等々まとまった樹林があるということもございまして、御紹介させていただくと、142ページをご覧くださいませでしょうか。

こちら、現況調査の中でも植物の調査結果でございまして、表の9.4-6にいわゆるレッドリストですとか、東京都のレッドデータブックに記載されているような注目される植物をリストアップしてございます。こういった植物が計画地内に生育している状況でございます。

その生育状況が142ページの下側から143ページにかけて記載してございますけれども、一部、例えばハンゲショウですとかシロヤマブキ、143ページのホトトギス、カキツバタ、シランなどにつきましては、明らかに園芸用に植栽されているものもございまして、ギンランですとかキンラン、クゲヌマランなどにつきましては、植栽されているものもあるかもしれませんが、自生しているものも含まれている可能性があるという状況でございます。

そういった現況を踏まえまして、「評価」のところでございます。172ページをご覧くださいませでしょうか。

まず、「ミティゲーション」でございますけれども、先ほど「生物の生育・生息基盤」のところで緑関係に関するミティゲーションについて御説明させていただきましたが、それはこちらの「生物・生態系」も同様でございます。

「予測に反映した措置」の一番最後のところですが、先ほど御説明いたしました注目される植物のうち、改変区域内に生育する自生種のギンラン、キンラン、クゲヌマランについては、可能な限り保全ゾーンの武蔵野自然林や外周部樹林帯に移植する計画としてございます。

「予測に反映しなかった措置」の2点目でございますけれども、植栽されている種であるハンゲショウ、ホトトギス、カキツバタ、シランにつきましても、今後新設する池がございますので、そういった周辺に植栽する計画としてございます。

そういったミティゲーションをやることによりまして、「評価」のところでございますけれども、生物の生育・生息環境としては一部減少するといったところはあるかと思えますけれども、計画地周辺も含めた地域としての生物・生態系の現況は維持されるのではないかと考えてございます。

続きまして、175ページからが、「緑」でございます。

「評価の結果」が180ページでございます。

まず、「ミティゲーション」でございますけれども、これは先ほど「生物の生育・生息基盤」あるいは「生物・生態系」といったところと同様でございます。

これらミティゲーションを行うことによりまして、「評価」でございますけれども、計画地内の植栽樹群の一部については改変がされてしまいますが、武蔵野自然林ですとか、外周部の樹林帯については保全を行うということと、一部の樹木の移植、それから、新植樹木を配植して緑量を確保する計画にしてございまして、「評価の指標」としては、法令等の緑化面積基準等というところで、世田谷区みどりの基本条例の緑化基準を満足する計画となっております。

続きまして、181ページからが「騒音・振動」でございます。

まず、196ページに、工事用車両の走行に伴う騒音・振動の予測地点を記載してございます。こちら、「大気等」と同様の5地点で予測を行ってございます。

「評価の結果」といたしましては、212ページになります。

212ページに、No. 1からNo. 5までの騒音の予測結果を示してございますが、196ページの図面と見比べながらご覧いただければと思います。

それぞれ、工事用車両による増加分としては、全ての地点で0.数dBぐらいで、1dBを上回らないような程度でございます。No. 1からNo. 3につきましては、それぞれ将来の工事用車両も加味した騒音レベルとしては、67dB、66dB、65dBというところで、評価の指標である環境基準を下回っている状況でございます。

196ページのところの左下のNo. 4とNo. 5でございますが、こちらは将来基礎交通量の騒音レベルというところで、既にNo. 4で67dB、No. 5で64dBという結果になってございます。こちらの地点でございますが、類型としてはA類型で、道路に面する地域でございますけれども、適用される環境基準としては一番厳しい基準が適用されるということもございまして、No. 4とNo. 5は現況においても環境基準を上回っている地点ということでございます。

それに対して、工事用車両の増加分としては、それぞれ0.3dBや0.4dBといったものが上乘せされることとなりますので、将来の騒音レベルにつきましても、当然ながら環境基準を上回るという結果でございます。そういったこともございますので、工事用車両の走行に当たりましては、周辺道路の交通量の状況に応じて適切なルートを選択することで、周辺環境への影響を極力小さくしてまいりたいという計画としてございます。

213ページに、今度は「工事用車両の走行に伴う道路交通振動」でございます。こちらにつきましましては、昼間で44dBから58dB、夜間で40dBから52dBというところで、評価の指標を満足するような結果でございます。

213ページの下の方に、今度は建設機械の稼働に伴う騒音・振動の結果でございますが、「建設機械の稼働に伴う騒音」では、最大で77dB、振動では最大で65dBというところで、それぞれ評価の指標は満足する結果になってございます。

順序が逆になりましたが、211ページの「ミティゲーション」のところで、「建設機械に関する保全のための措置」としては、低騒音型建設機械の採用ですとか、高さ1.8mの防音シート、あるいは防音シート付きの仮囲いなどについて設置するような計画としてございます。

続きまして、215ページからが、「自然との触れ合い活動の場」でございます。

まず、218ページに、現況の自然との触れ合い活動の場の分布について記載をしてございます。まず、馬事公苑そのものが、今、公園の施設のような感じになってございますので、触れ合い活動の場として利用されている状況でございます。

それ以外の計画地の周辺にも、やはり公園のような施設が点在しているという状況と、計画地の外周を通るような形で歴史と文化の散歩道(世田谷コース)というものもございます。

これを踏まえまして、「評価」でございますけれども、まず、228ページに「ミティゲーション

ョン」を記載してございます。

触れ合い活動の場としての緑の機能といたしましては、先ほどの「緑」のところで御説明したとおり、樹木の保全ですとか、樹木の移植や新植、四季の広場などの整備を行う計画としてございます。

また、工事中のミティゲーションといたしまして、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置して、一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画としてございます。

これらを踏まえまして、「評価の結果」が229ページでございます。

まず、触れ合い活動の場そのものがどうになってしまうのかということでございますけれども、計画地の中、馬事公苑そのものにつきましては、触れ合い活動の場として実際に利用されていたものにつきましては、当然ながら工事の期間中については、その機能としてはなくなってしまうかもしれませんが、将来的には、いろいろ緑化の計画、あるいは広場の創出等々もございますので、現況の計画地内の自然との触れ合い活動の場については改変はされてしまいますけれども、開催後につきましては、新たな自然との触れ合い活動の場が創出されるものと考えてございます。

周辺の自然との触れ合い活動の場の利用経路に与える影響でございますけれども、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置する予定でございます。

それから、実際の歩行経路に当たりましては、現況で歩道などが整備されて、歩車分離がされているような状況でございますので、一般歩行者の通行は現状と変化しないものと考えてございます。

続きまして、「廃棄物」が231ページからでございます。

こちらの廃棄物の予測結果が、247ページからでございます。

247ページから、工事中の建設発生土、それから、建設汚泥の発生量を予測したものになります。その発生した発生土や汚泥につきましては、再資源化をそれぞれ99%、95%すると予測してございます。

248ページが、その他の建設廃棄物の発生量の予測と再資源化の率でございます。

これらの再資源化に関する「ミティゲーション」を、249ページに記載をさせていただいております。

まず、伐採樹木につきましては、中間処理施設へ搬出、それから、チップ化を予定してございます。

建設発生土につきましては、一部につきましては、計画地内の埋め戻し土等に利用する計

画でございます。

建設泥土につきましては、脱水等による減量化と、それ以外のものについては、再資源化施設への搬出を計画してございます。

それ以外の建設廃棄物につきましても、分別解体ですとか、再資源化を行う計画でございます。

現況の施設の解体がございまして、一部アスベストが含まれていることが確認されてございますので、アスベストにつきましては、ほかの廃棄物と区分した保管・収集・運搬、中間処理、それから最終的な処分など、適切に実施してまいる計画でございます。

それらを踏まえまして、「評価」でございますが、250ページでございます。

まず、本事業の事業者、JRAさんにつきましては、政府の全額出資になる外郭団体でございますので、「評価の指標」といたしましては、国が策定している国交省の「建設リサイクル推進計画2014」の平成30年度の目標値としてございます。

先ほど、予測結果のところ、再資源化率等々を申し上げましたけれども、そちらの再資源化率につきましては、こちらの「建設リサイクル推進計画2014」の目標値を満足する計画となっておりますので、そういった評価をさせていただいているところでございます。

続いて、251ページからが、「エコマテリアル」でございます。

こちらの「評価の結果」が264ページでございます。

「ミティゲーション」のところでございますけれども、「廃棄物」と同様に、こちらも国が定めている「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づいて、環境物品等の調達を行う計画としてございます。

265ページの「評価」のところも同様の記載とさせていただいております。

続きまして、267ページからが「交通渋滞」でございます。

予測結果が269ページでございます。

表の中に、No.1からNo.5まで、「大気等」と「騒音・振動」で予測した地点と同様でございますが、現況交通量とそこに上乗せになる工事車両の交通量を記載してございます。

現況交通量としては、No.2のところ、例えば最大で2万台程度、そこに、工事車両が164台ですので、増加分としては0.8%程度の交通量が増加する予測結果でございます。

現況で一番少ないNo.5で6,800台程度、それに対して、164台ですので、増加分としては2.4%程度という結果でございます。

それを踏まえまして、270ページのところで「ミティゲーション」を記載してございますが、

工事用車両の走行ルートにつきましては、まず複数のルートに分散させる計画としてございます。

それから、工事工程の平準化ですとか、市街地での待機や違法駐車等がないようにすること。

それから、なるべく公共交通機関を利用してもらおうということ。

工事用車両の出入り口には交通整理員等を配置すること。

それから、周辺はバス路線になってございますので、そういった周辺バスの運行スケジュールに配慮した今後詳細な施工計画を立てていくという計画にしております。

「評価」のところでございますけれども、台数的には周辺交通量と比べて工事用車両の占める割合としてはわずかだったとは思いますが、なるべく渋滞が発生しないようなミティゲーションを行っていくというような記載をさせていただいております。

続きまして、271ページが「交通安全」でございます。

まず、284ページに工事用車両の走行ルートと周辺の教育施設や福祉施設などの配置、それから、通学路を重ね合わせた図面を記載しております。

「ミティゲーション」や「評価」としては287ページなのですが、284ページの図をご覧くださいながらお聞きいただければと思います。

まず、工事用車両の走行ルートにつきましては、ほとんどがマウントアップやガードレールなどの安全施設により歩車分離ができているというのが現況でございます。ただ、計画地のすぐ北側に特別区道というところがございます、特別区道の一部が通学路にもなっているのですが、こちらについては、歩車分離がされていないというところがございます。

工事用車両の走行ルートと通学路が交差するような交差点が、今、馬事公苑西の交差点ですとか、馬事公苑前の駐在所の交差点、陸上自衛隊交差点といったようなところがございます。

そういったところがございますので、「ミティゲーション」といたしましては、交通整理員を配置すること。

それから、歩道を占用するような工事を行う場合には、代替路の設置や交通整理員を配置するということ。

安全走行の徹底、そういったドライバーさんに対する交通安全の教育ですとか、通学路もあるということもございますので、登下校時間帯の通学路においては、特に安全走行を徹底するといったところ。

計画地北側特別区道については、歩車分離されていないところがございますので、もしここを走行する場合には、最徐行で走行するというような交通安全に配慮した計画としてございます。

「評価」の結論につきましては、そのようなミティゲーションを行っていくということで記載させていただいているといったところでございます。

評価書案の御説明については以上になります。

○柳会長 ありがとうございます。

本日は、評価書案の説明を受ける日ということで、先ほど事務局からもお話がありましたが、本格的な審議は次回以降とされておりますけれども、特に本日確認しておきたいということがありましたら伺います。

何か質問はございますか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 状況は分かりましたけれども、先ほどの土壌汚染も含めてほかのものもそうですが、施設の建設に伴って、諸元が固まったときの評価はいつごろ出される予定ですか。多分、地上躯体工事が始まる前でないと対応ができない。当然、保全や景観等も設計等を踏まえていろいろコメントを入れて設計をつくられるのだろうと思うので、それはどのような感じになっていきますか。これからもオリンピック施設建設に当たっては、こういうある意味では変則的なやり方をせざるを得ないと思うのですが、今回のこれは、工事日程でいくと多分工事月で6カ月ぐらいのところまでにはそこら辺も出てくると考えてよろしいですか。

○臼井施設調整担当課長 具体的に工事の月数で何カ月目というところまでは今、具体的に申し上げられなくて恐縮ですが、アセスとして適切な時期に進めていくということを考えておりますので、間に合うようにつくっていきたくと思っています。

○中杉委員 先ほどの土壌汚染のお話も、事務局からの説明にもあったように、構造物をどうする、こうするの話になってくるので、ある適切な時期に評価をしないといけない。設計をする前に、躯体工事が始まる前に評価を当然終えていないといけないと思いますので、そこら辺は十分配慮していただく必要があると思います。

もう一つ、35ページの一番最後の行のところに、選定した理由は表8-3に示したと。確かにそのとおりなのですが、通常だと選定した理由というのは、その評価書の中に全部入っている話なのです。ここは、この評価書の中で選定した理由なのです。そこら辺のところをもう少し丁寧に書いていただくと、先ほどの私が申し上げたような質問もなくて済んだのかなと。

そこら辺が丁寧でない。通常の中で上の部分に書いてあるのですが、その部分をもう少し丁寧に書き直していただいたほうがよろしいかと思えます。

○オリパラ準備局 御指摘ありがとうございました。

確かに分かりづらい内容になっているかもしれませんので、表現方法につきましては、また御相談をさせていただければと思っております。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

こういった馬事公苑のような厩舎ですとか、堆肥の置き場とか、この計画では従来と違うところに新たに変えていますね。例えば堆肥の置き場でも隣には高校、大学がありますね。従来なかったところに堆肥の場などをつくったり厩舎を持ってきたりすると、施設の特異性から悪臭問題など、従来から問題になっているところですね。世田谷区の悪臭苦情については、調査計画書で若干触れていますけれども、それは全体的な悪臭で、ここに特化した悪臭ではないと思えますが、その点は、こういった施設をつくる際の配置を考慮する必要があると思うのです。それは余り計画には反映されていないように見受けるのですが、その点はどうお考えになっているのでしょうか。評価項目にも悪臭は取り入れられていません。

○臼井施設調整担当課長 この計画については、住民説明会等も行われていると聞いてございますので、地域の方々の状況も含めてつくられてきていると考えているところではございます。

○柳会長 それはちょっと、そうですかとはなかなか言えないところがあると思えます。評価項目として、悪臭についてもちゃんと配慮するということは必要なのではないのでしょうか。

○オリパラ準備局 評価項目に入っていないので記述をしておりませんが、事業計画の中で、JRAさんも配置計画の中ではそこら辺はずっと懸案事項としては捉えていらっしやうて、住民説明会でもそこら辺の御質問も出ておりましたので、回答はされておりました。だけれども、これが最善の配置ということで計画しておりますということで、何とぞ御理解いただけますようにという御説明でした。

○柳会長 従来のところ厩舎があるというのは、それはそれでいいと思うのですけれども、計画では新たに住宅の近くに厩舎を設けますね。南側のところですね。今までなかったところに厩舎を設ける。これは新たにできてしまうと、周辺住民については馬のにおいというのは、大井の競馬場でもそうですけれども、やはり近隣の住民は悪臭がすると。これは競馬場に行く方はある程度当たり前だと思っているかもしれませんが、一般に居住している人に

としては、においというのは感覚公害だからなれるといってもちょっと問題があると思います。脱臭の仕方も今は厩舎についてもいろいろと工夫されているのです。ですから、そういうものをどんどん取り入れて、できるだけ影響をなくするということがこの評価書案にちゃんと書かれていないと、納得できないという人は出てくるとは思いますけれども、いかがでしょうか。

○オリパラ準備局 南側のエリアについては、例えば16ページの図面ですけれども、これはJRAさんからいただきました資料をそのまま使っているところもあるのですが、南側、ページで言いますとちょうど一番上側になりますけれども、南エリアで「厩舎」という表示は1カ所しか出ておりませんが、実際は一番南側、それから、西側、東側、全部厩舎がここには4ブロック、既にございます。ですから、全く新しいところに厩舎ができてしまうとはなっていないかと思えます。

16ページと17ページになりますけれども、例えば16ページの南側の小さいブロックのところですが、南エリアというところで、インドアアリーナの左上のところに「厩舎」とありますけれども、一番南側のところの高木の鬱蒼とした樹林地のところ、一番南側のへりのところがありますが、今はそこもずっと1列、厩舎になっております。

また、その厩舎から曲がって、駒澤大学高等学校側ですけれども、西側のところにも折れて、ちょうどグレーの建物がこの航空写真上見えますが、ここも厩舎になっております。

また、南エリアと北エリアの間の道路のところがありますけれども、その道路近くの南エリアの道路から入る入り口のところになります。そこにも四角いいかにも馬場がありますけれども、図面で言うと道路の上側に見えますが、その道路の大きい図面のところの左に細長いものが見えますけれども、これも厩舎です。

現況、ここら辺も厩舎ということで、基本的にJRAのこちら側の厩舎というのは、土日の試合があるときだけ使われるということで、通常のJRAが所有している馬というのは北エリアの中の厩舎地区におりますので、大会の期間中だけそういうにおいが発生しますが御了解くださいと周辺の住民の方には通常から御説明されているかと思えます。

○柳会長 ちょっと指摘の場所を間違えましたが、16ページの北エリアの住宅のある上のところというのは、厩舎なのですか。

○オリパラ準備局 16ページ、ここは図面が横向きになっていまして、横向きに見ていただくと、右側にインドアアリーナと出っ張っているところが南エリアと呼ばれるエリアです。まずそこまでよろしいでしょうか。

○柳会長 北エリアの話です。

○オリパラ準備局 北エリアで厩舎のエリアになっているところは、ほとんど同じかと思えます。若干放牧場のほうにふえますけれども、厩舎エリアというところはほぼ変わらないかと思えます。

○柳会長 16ページと22ページの比較において、22ページの北エリアの上のところに「厩舎」と書いてあるところがありますね。それと、16ページにあるちょっと黒く見えるところが厩舎だということなのでしょうか。

○オリパラ準備局 16ページ、今、厩舎が東西方向向きに並んでいるのですが、それが今度から南北方向向きになるのですが、座長がおっしゃっているのは、そのエリアが大きくなるということでしょうか。

○柳会長 ちょっとこの図がよく分からないのですけれども。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 悪臭項目が入っていないからということが会長の御懸念だと思いますけれども、これは「大気等」の中で議論すればいい話で、その中で審議をして、コメントをつけるならコメントをつけるという話だろうと思えます。今の段階で細かくやる必要はないのではないかと思います。

○柳会長 分かりました。

では、悪臭についても「大気等」の項目の中で配慮していただくという理解でよろしいですね。

○川道オリパラアセスメント担当課長 事務局でございます。

悪臭の話が、当然条例アセスなどでは該当するような施設については悪臭の項目というものがあられるのですけれども、御存じのとおり、この馬事公苑につきましては、先般調査計画書の一番最初の段階、いわゆる調査計画書で項目選定するところからやっているのですお分りのとおり、当初は想定されていない場所ということになってございます。市街地の中におい出る施設が出るというのは、オリンピック・パラリンピックのいわゆるスポーツ競技会場を中心としたこのアセスメントでは想定の外にあったということで、悪臭の項目というものがそもそも指針の中でも定められてございません。

今、中杉委員から御指摘のあったとおり、悪臭の項目をあえて取り上げるとすると、近いのは「大気等」というところの「等」で読むのかなという気はするのです。悪臭のいわゆる程度、例えば365日を通して通年で悪臭がある一定程度見込まれるのかどうか、あるいは一過

性、後ろでオリパラの担当から説明があったとおり、馬事公苑は当然、何頭かは常にいるのですけれども、ずっと馬がたくさんいるというわけでもないことも考えて、どのぐらい悪臭というものがややアセスメントの予測評価をするべきものなのか。あるいはこういった対策を講じて周辺の方に御理解いただきますということを御報告すれば済むものなのかという程度も含めて、まだ我々のところに情報が来ていないもので、対策が定かではないのです。これから例えば日影とか景観のところの、建物の外観などがまだ定まっていなくてアセスメントを今回から先送りにしている項目をこれから工事に着手する前に別途お出しをする事になっています。その辺の時期までの間に中で整理をさせていただいて、必要に応じて予測評価の項目に加えるのか、あるいは御報告をさせていただくのにとどめて、問題ないようであれば報告で済ませていただくのかということも含めて、まだ後日までの宿題ということで、本日は預からせていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○柳会長　そういうことで了解いたしました。

ほかにいかがでしょうか。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員　資料編のところの48ページ、有害物質の件なのですけれども、さっきセレンと鉛は出ていましたが、この上の2つのパラグラフのところにPCBのことが書いてあるのですけれども、保管状況は良好とか漏えい履歴はないと書いてあるのです。これを読むと、現在もPCBがあると理解できるのですけれども、今、PCBは地球上からなくすというPOPs条約か何かで、規則に応じて処理するところに持っていかないといけないのではないかと思うのです。

○柳会長　中杉委員、どうぞ。

○中杉委員　私も「廃棄物」の資料のところをコメントしようと思ったのですが、この保管物質については、JESCOに持っていく、処理をしてもらうことが決められています。だから、馬事公苑のほうでJESCOとどういう話をしているのかということに記載していただければいいのだらうと思います。それから、「土壌」の部分ではなくて「廃棄物」のほうでちゃんと記載をしていただく必要があるかと思います。1回確認してください。あるいはちゃんと期限までに処分してもらいますということでもよろしいかと思います。

○柳会長　ありがとうございます。

千葉委員が指摘されるように、適正に処理しなければいけないものだということです。

ほかにいかがでしょうか。

時間が押しておりますけれども、特に話題があればあれですが、ほかにありませんか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、これもちまして、本日の評価委員会は終了ということになります。

傍聴人・プレスの方は退席してください。

(午後3時12分閉会)